

議 案 第 10 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

財団法人松戸市生きがい福祉事業団が解散し、清算を結了したことに伴い、同法人を派遣対象団体から除くため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。